

# 三商レポート

## 第八十話 「他人事ではなくなった相続税」

相続プラザ(株)三商 内藤 雄

〒187-0003 小平市花小金井南町 1-14-24 Tel.042-467-2103

URL <http://www.souzokusoudan.net> E-mail [sansyo@trust.ocn.ne.jp](mailto:sansyo@trust.ocn.ne.jp)

相続税に関する平成23年度税制改正大綱の基本的な考え方は、次の通りです。「相続税は格差是正・富の再分配の観点から、重要な税です。相続税の基礎控除は、バブル期の地価急騰による相続財産の価格上昇に対応した負担調整を行なうために引き上げられてきました。しかしながら、その後、地価は下落を続けているにもかかわらず、基礎控除の水準は据え置かれてきました。そのため、相続税は、亡くなられた方の数に対する課税件数の割合が4パーセント程度に低下しており、最高税率の引下げを含む税率構造の緩和も行なわれてきた結果、相続税の再分配機能が低下しています。地価動向等を踏まえた基礎控除の水準調整をはじめとする課税ベースの拡大を図るとともに、税率構造について見直しを図ることにより、相続税の再分配機能を回復し、格差の固定化を防止する必要があります。」

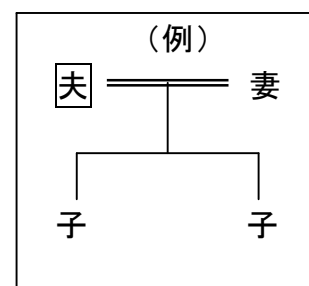
平成21年中に亡くなった方(被相続人)の数は約114万人。このうち相続税の課税対象となった被相続人数は約4万6千人。その結果、課税割合は4.1%です。大綱が指摘するように、4%台という低い課税割合は10年続いています。その理由に、①基礎控除 ②小規模宅地の特例 ③配偶者の税額軽減の特例などの効果がありました。

### ① 基礎控除:

これまで、「5,000万円+1,000万円×法定相続人の数」でした。そのため妻と2人の子が相続人の場合、8,000万円までは相続税がかかりませんでした。

これが、大綱では「3,000万円+600万円×法定相続人の数」になり、4,800万円を超えると課税されることとなります。

この改正は、多くの人に大きな影響を与えます。



### ② 小規模宅地の特例:

これまで、基礎控除の額を超えても小規模宅地の特例を使うことで課税されないケースが多くありました。例えば、居住用の自宅であれば、240㎡(約72坪)までは土地の評価を80%下げることができます。バブルの頃、高騰した自宅の相続税が払えずに自殺した高齢者がいました。そこで、せめて住むための家だけは守ってあげる制度趣旨です。そのため、1億円の土地でも2,000万円の評価で済み、基礎控除の範囲内に収まりました。

ところが、本来の趣旨を逸脱し、行き過ぎた節税対策に利用されていました。そのため、あまり知られていないのですが、この制度は既に昨年の税制改正から厳しい要件になっています。配偶者が相続した場合は80%評価減を使えます。しかし、配偶者以外の親族が相続する場合には、(ア)同居の親族、(イ)所有する家に住んでいない子、(ハ)生計を一にする親族に限られます。これまで一定要件を満たさなくても、200㎡まで50%評価減を認めていた制度も廃止されました。その結果、子が独立し核家族化が進んだ今、誰が実家を相続するかで税額は大きく影響してきます。

③配偶者の税額軽減の特例：

法定相続分の範囲内または1億6,000万円までは非課税となります。

この点に変更はありません。ただし、一次相続で使っても、両親とも亡くなった二次相続では使えないので、税金の負担は重くなります。

④生命保険金の非課税限度額：

これまで、法定相続人1人500万円まで非課税でした。そのため、生命保険の嫌いな人にも、せめて非課税限度額(上記の相続人が3人の例では1,500万円)まで保険に加入してもらい、節税と共に、納税資金や代償金に使えるようアドバイスしていました。

ところが、大綱では全ての相続人ではなく(ア)未成年者 (イ)障害者 (ウ)相続開始直前に被相続人と生計を一にしていた者に限られました。

⑤さらに、相続税率も最高税率が50%から55%に引き上げられました。

まさに相続税の大衆化・大增税です。ところが、消費税の増税と違い、長く相続税とは無縁と思い込んでいた人たちの「うちには関係ない。ほんの一握りの資産家から取るのだからどうぞ。」という意識はとても強いです。しかも、格差是正・富の再分配という大義名分もあります。そのため強い反対は聞かれません。

しかし、「課税割合4%」にはチョットしたカラクリがあります。4%は全国平均であり、東京に限れば7%になります。大田区・世田谷区・港区では10%を越えます。しかもこれらの数値は、0歳児から100歳過ぎまで全ての死亡者数から算出しています。資産を保有する年代から算出すると課税割合ははるかに増えます。特に、土地の価格が高い東京都とその近郊では、戸建て住宅を持ち預貯金があれば課税対象者になる可能性が高まり、株や生命保険金もあれば誰もが基礎控除を超え課税は避けられないことになります。

「今回の改正は、実家に住む子にとって、お家断絶、お取りつぶしをもたらすことになりかねない」(本郷 尚さん)、「大都市部での相続税パニックはこれから」(バードレポート)と指摘されています。

そこで、「大変ですよ～」と不安をあおり、相続税対策ビジネスを展開する業者が動き出します。地価高騰のバブル期のように再び節税対策に踊らされるか、それとも税制改正に振り回されることなく持論(自論)をもって対応するか。今後は相続の知識をきちんと学び、相続や家族のあり方などをしっかり考えることがますます大切になります。同時に、安心して相談のできる専門家を身近に持つことも必要になってきます。今回の税制改正の動きは、こうしたことを考え実行する良い機会になります。

(2011年2月1日)

～いつも「三商レポート」をお読みいただきありがとうございます。～